夢付き定期預金《スーパードリーム》

２０２６年6月１日現在

<table>
<tr><td>１．商品名（愛称）</td><td>・自由金利型定期預金〈M 型〉
（愛称）夢付き定期預金《スーパードリーム》</td></tr>
<tr><td>２．販売対象</td><td>・個人の方</td></tr>
<tr><td>３．期　間</td><td>・１年（元金自動継続扱）</td></tr>
<tr><td>４．預　入
(1) 預入方法
(2) 預入金額
(3) 預入単位</td><td>
・一括預入
・１０万円以上1,０１０万円未満
・１円単位</td></tr>
<tr><td>５．払戻方法</td><td>・満期日以後に一括して払い戻します。</td></tr>
<tr><td>６．利　息
(1) 適用金利

(2) 利払方法(頻度)

(3) 計算方法</td><td>
・固定金利
・預入時の店頭表示の利率を約定利率として満期日まで適用します。
（預入金額に応じた適用金利は、下表のとおりです。）
【適用金利表】<table><tr><th>預　入　金　額</th><th>基　準　金　利</th></tr><tr><td>10 万円以上 300 万円未満</td><td>スーパー定期　　１年ものの利率</td></tr><tr><td>300 万円以上 1,010 万円未満</td><td>スーパー定期 300　１年ものの利率</td></tr></table>・自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。
・お利息は、１年毎の満期日に、当座預金・普通預金又は貯蓄預金口座への振替により支払います（現金によるお支払いはできません）。
なお、振替先預金口座は、お預入時に指定したご本人名義の口座とします。
・付利単位を１円とした１年を３６５日とする日割計算とします。</td></tr>
<tr><td>７．税　金</td><td>・２０１３年1月1日から２０３７年１２月３１日までの間に支払われる利息及び懸賞金には復興特別所得税が課税されるため、２０．３１５％（国税１５．３１５％、地方税５％）の税金がかかります。</td></tr>
<tr><td>８．手数料</td><td>ー</td></tr>
<tr><td>９．付加できる特約事項</td><td>・「総合口座」の担保とすることができます（貸越利率は担保定期預金の約定利率に年０．５％上乗せした利率）。
・遺族基礎年金を受給されている方や身体障害者手帳をお持ちの方などは、マル優のご利用が可能です。
◎詳しくは、当金庫窓口にお問い合わせください。</td></tr>
<tr><td>10．中途解約時の取り扱い</td><td>・満期日前に解約する場合は、以下の預入期間に応じた期限前解約利率（小数点第４位以下切捨）及び預入日又は自動継続日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います。
①　預入期間が６か月未満の場合　　：約定利率×20%又は解約日の普通預金利率の何れか低い方
②　預入期間が６か月以上１年未満の場合：約定利率×３０％</td></tr>
<tr><td>11．金利情報の入手方法</td><td>・適用金利は、店頭におたずねください。</td></tr>
<tr><td>12．懸賞金の取り扱い</td><td>・懸賞金抽選権
①　預入金額１０万円を１口とし、１口あたり１本の懸賞金抽選権（抽選番号）をおつけします。
②　抽選番号は、１００００番から１９９９９番の１万口を１組（１ユニット）とします。
※やむを得ず抽選月の前月末までに解約した場合は、懸賞金抽選権は失効します。
・懸賞金の支払方法
当選した場合は、当金庫所定の日に、ご指定の預金口座にお振り込みいたします。
◎現在の募集内容等につきましては、当金庫本支店に掲出している「募集要項」のポスター、当金庫ホームページ又は窓口へお問い合わせください。</td></tr>
</table>

《裏面に続く》

《前頁から続く》

13. 苦情処理措置・紛争解決措置	・苦情処理措置　本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店又はお客様相談センター（9時～17時、電話：0120-972-141（通話料無料））へお申し出ください。 ・紛争解決措置　東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）及び札幌弁護士会（電話：011-251-7730）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、当金庫営業日に、上記お客様相談センター、全国しんきん相談所（電話：03-3517-5825）又は北海道地区しんきん相談所（電話：011-221-3273）へお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談センター若しくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
14. その他参考となる事項	・預金保険制度の付保対象預金です。 ・満期日以後の利息は、解約日又は書替継続日における普通預金利率により計算します。 ◎詳しくは、当金庫窓口にお問い合わせください。

遠軽信用金庫